

小河原町地建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内における建築物の位置、構造、用途、形態又は建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、小河原町地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(協定区域)

第5条 協定の区域は小河原町曲り田及び白瀧（別紙付近見取図及び区画図参照）の区域とする。

(建築物及び敷地の基準)

第6条 前条に定める区域内の建築物の位置、構造、用途、形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 1戸建とし住居専用とすること。
- (2) 階数は地階を除き2以下とすること。
- (3) 地盤面（本協定締結時における）からの最高の高さは10m、軒の最高の高さは7mをこえてはならない。
- (4) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.7m以上とすること。ただし、付属建物は別棟平屋とし、軒の高さは2.3m以下とし、かつその面積の合計が5㎡以下のものであれば、この限りでない。

- (5) 建築面積は、敷地面積の6/10をこえないこと。
- (6) 設置する便所は、水洗式（個別浄化槽）とすること。
- (7) 外構の塀の高さは1, 2m以下。
- (8) 現在の区画割りを再分割して第三者に分譲しない。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は、市長の認可のあった日から10ヶ年とする。ただし、違反者の措置に対しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

- 2. 前項の規定は協定の変更又は廃止がない限り10ヶ年ずつ自動継続するものとする。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者があった場合、第11条に定める委員長は委員会の決定に基づき当該所有者に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

- 2. 前項の請求があった場合、当該所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

- 2. 前項の出訴手続等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

(委員会)

第10条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
- 3. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
- 4. 委員は再任されることができる。

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
会計	1名

2. 委員長は委員の互選により、選出する。

委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長事故あるときこれを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. この協定は、市長の認可のあった日から効力を発する。

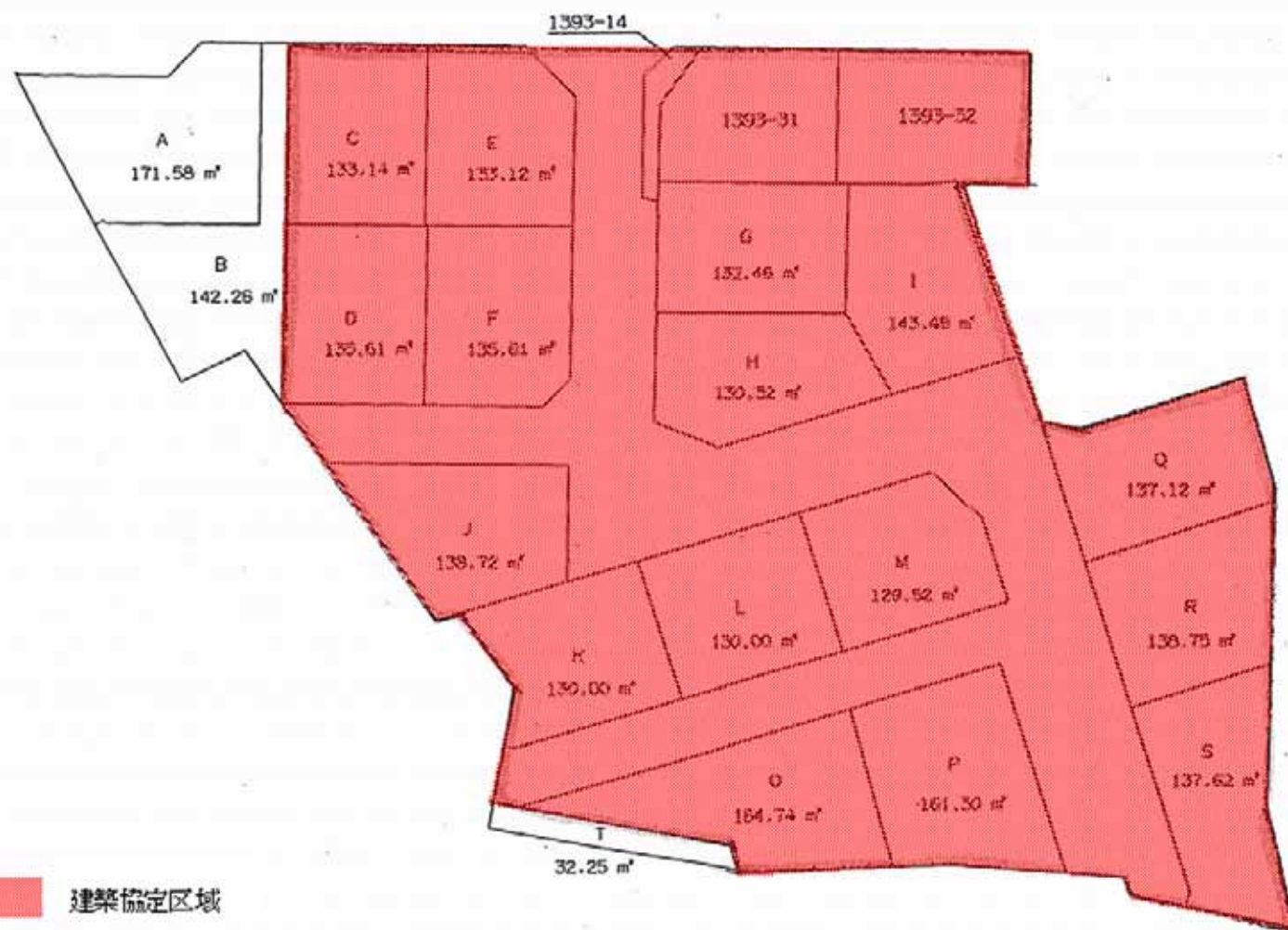
2. この協定書は、三部作成し、二部を市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配付する。

平成9年10月27日

広島市安佐北区小河原町



縮尺 = 1



18区画